

指名停止措置について

◎指名停止事業者

法人番号：7130001031859

事業者名：株式会社オプロス

住 所：京都市北区上賀茂東後藤町20-18

氏 名：代表取締役 富田 浩史

◎指名停止期間

令和7年12月2日～令和8年3月1日（3か月）

◎指名停止理由

同社は、令和7年11月11日（火）に開札した「正倉院東宝庫LED化工事」において、該当者が調査基準を下回る最低価格で入札したため、低入札価格調査を実施したところ、同社から入札価格の積算に過失があったことを理由に辞退届が提出された。

当該行為は、国の業務執行を停滞させ、「官内庁における工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められるため。